

八王子市立柏木小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立柏木小学校 いじめ防止基本方針

- 〇いじめの防止等に関する基本的な考え方
- ① いじめは、「いつ」「どこでも」「だれにでも」おこりうることである。
 - ② いじめはいかなる理由があろうとも、いじめるほうが絶対に悪い。
 - ③ いじめは絶対に許さない。
 - ④ いじめられた児童も、いじめた児童も、本校の大切な児童である。
- 〇令和8年度の重点項目
「いじめられた児童も、いじめた児童も、本校の大切な児童である。」

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- 〇全ての教職員が、「いじめはどの学校でも起こりうる」という危機意識をもち、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。
- 〇児童のかかわり、コミュニケーションスキルの向上。
- 〇いじめ対応に関する組織的対応力の向上。
 - ・対応の流れの明確化。
 - ・途中経過も含めた正確な記録とその保管。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇構成員 校長、副校長、コーディネーター、生活指導主任、低・中・高学年教員、養護教諭、SC
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等

いじめ対応のための時間

- 〇開催日 毎週木曜日 14時40分から
- 〇対象 全教員
- 〇役割 各学級の児童の情報共有、いじめに関する研修の実施。

いじめ対応の流れ

- ① ケース会議を開き、状況を把握する。（必ず記録をとる）
- ② いじめの事実確認を徹底して行う。対応記録の作成と事実一覧への入力。いじめ認知報告書が必要な場合は、作成し提出する（事前に指導課へ連絡）。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援を行う。対応記録（経過観察）を活用して記録し、指定のフォルダに保存する。
- ④ いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- ⑤ 学級（学年）の他の児童に、適切な指導を行う。
- ⑥ 必要に応じていじめを受けた児童及び保護者といじめを行った児童及び保護者との話し合いの場を設定し、いじめの早期解決にあたる。
- ⑦ 犯罪行為と判断される場合は、警察と連携して対応する。

いじめの防止等に関する教員研修

- ・「いじめ」の定義の確実な理解
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進
- ・いじめ問題の解消に向けた組織的な取組
- ・スクールロイヤーによるいじめ防止研修会
- ・特別支援教育に関する研修
- ・アンガーマネジメント研修

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・全学年で年3回以上、いじめ防止に関する授業
- ・道徳 全学年で年3回以上、内容項目「生命の尊さ」を扱った授業
- ・高学年対象のセーフティー教室で、ゲストティーチャーを招いたメディアリテラシー教育
- ・11月のふれあい月間に、全学年で「言葉」について考えさせる授業

SOSの出し方に関する授業

- ・「SOSの出し方 自分を大切にしよう」(DVD)を使った学習を全学級で行う。
- ・SOSの出し方 相談窓口の連絡先一覧を配布

八王子市いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・校長による、いのちの大切さについての講話
- ・メディアリテラシー教育・SNS東京ノート・SNS柏木小ルールに絡めた話を取り扱う。
- ・いじめアンケートの実施（毎月）
- ・「子どもの人権 SOS ミニレター」の配布

児童の自己肯定感を高める取組

- ・たてわり活動
- ・校外清掃
- ・帰りの会で児童のがんばりを認め合う活動
- ・児童の自己肯定感を高める日常的な言葉掛け
- ・KMT（柏木名人大会）の実施
- ・

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を、学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。